

平成29年度公民連携アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、地方公共団体における公民連携事業の事例等に関する調査・研究のため、公民連携事業を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、地方公共団体の希望する分野の実績を有する地方公共団体職員又は財団の担当職員（以下「アドバイザー」という。）を講師として派遣し、現地調査を行うと同時に助言等（以下「アドバイス」という。）を行う「平成29年度公民連携アドバイザー派遣事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公民連携事業」とは、以下の事業とする。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づくPFI事業のほか、公民連携（PPP）による公共施設等の整備、運営・管理等を行う事業（以下「PPP/PFI」という。）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定された指定管理者による公の施設の管理方法並びに総合窓口の導入又は庶務業務の一元化及びこれに伴う外部委託（以下「指定管理者制度等」という。）
- (3) 地方公共団体が保有する公共施設等を総合的に把握し、財政運営と連動しながら管理・運用する仕組み（以下「公共施設マネジメント」という。）

(アドバイスの内容)

第3条 本事業によるアドバイスは、地域の実情に即して行うものとし、前条各号のいずれかを内容とするものとする。なお、アドバイスは原則として制度概要、一般的手法及び事例の紹介等を趣旨とし、具体的案件の政策実施に係る個別提案・指導等は対象としないものとする。

- 2 派遣の申込みを行う地方公共団体において対象事業についてのアドバイザー業務を公募中であり、又は現にアドバイザーサービスを受けている事業については、原則として本事業によるアドバイスの対象とはしないものとする。

(アドバイスの対象及び回数等)

第4条 アドバイスの対象者は、原則として地方公共団体職員とする。

- 2 アドバイザーの派遣は、原則として、1地方公共団体につき1回とする。

(アドバイザーの派遣の方法等)

第5条 アドバイザーの派遣は、アドバイス等の内容に応じて次の各号に掲げる方法のいずれかとする。ただし、原則として(1)に掲げる方法によるものとする。

(1) シンクタンク等の専門家又は地方公共団体職員の派遣

(2) 財団担当職員のための派遣

2 アドバイザーの選任は、派遣先地方公共団体と協議のうえ、財団が行う。

(事業実施期間)

第6条 アドバイザーの派遣を行う時期は、平成30年2月末日までとし、個別の派遣の具体的な時期は、派遣先地方公共団体と協議のうえ決定する。

(ヒアリング・意見交換の実施)

第7条 財団は、アドバイスに併せて、公民連携事業に関する情報収集及び調査・研究事業の参考に供するため、派遣先地方公共団体における公民連携事業の取組みに関するヒアリング又は意見交換を実施することができる。

(経費の負担)

第8条 アドバイザーの派遣に要する経費(アドバイザーへの旅費及び謝金)は、原則として、財団が全額負担し、財団からアドバイザーへ直接支払うものとする。

(募集)

第9条 財団は、本事業の利用を希望する地方公共団体を、都道府県及び政令指定都市については直接、その他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)については都道府県を通じて募集する。募集に際しては、財団が運営する公民連携ポータルサイトに応募方法を掲載するものとする。

2 前項の募集に係る、財団への申込みの締切は、平成29年2月10日(金)とする。

3 財団は、必要がある場合には、追加募集を行うことができるものとする。

(派遣の申込み)

第10条 本事業の利用を申し込もうとする地方公共団体は、「公民連携アドバイザー派遣申込書」(様式第1号)を財団あて直接送付するものとする。

(採択)

第11条 財団は、前条の申込みについて採否を決定したときは、当該申込みをした地方公共団体に対し、その結果を速やかに通知するものとする。

(アドバイザーの決定)

第12条 財団は、採択した地方公共団体に対し、第5条に定めるところにより派遣するアドバイザーを決定し、採択した地方公共団体に通知する。

(受入結果報告)

第13条 地方公共団体は、アドバイザーの受入れ後1か月以内に、「公民連携アドバイザー受入結果報告書」(様式第2号)を財団に提出するものとする。

(情報公開)

第14条 財団は、本事業の採択後に、採択地方公共団体名、アドバイザーの名称、アドバイスの概要、その他地方公共団体において参考となると考えられる事項を公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、別に定める。